

令和 7 年度わいふ一番館整備基本設計業務委託

公募型プロポーザル募集要項

1. 趣旨

この募集要項は、令和 7 年度わいふ一番館整備基本設計業務（以下「本業務」という。）の委託業者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により特定するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

- （１）委託番号：令 7 菊観委第 6 号
- （２）委 託 名：令和 7 年度わいふ一番館整備基本設計業務委託
- （３）予定価格：3,206,500 円（消費税及び地方消費税含む）
（見積書比較価格 2,915,000 円）
- （４）業務内容：別添仕様書のとおり

3. 発注部署

〒861-1392 熊本県菊池市隈府 888 番地
菊池市 経済部 観光振興課 観光振興係（担当：岩根）
TEL：0968-25-7223（直通） FAX：0968-25-1123
E-MAIL：kankou@city.kikuchi.lg.jp

4. 応募資格の要件

本プロポーザルへ応募を希望するもの（以下「応募者」という。）は、次に掲げるすべての条件を満たしていること。

- （１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （２）国税及び地方税を滞納していない者であること。
- （３）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき手続き開始の申立てがなされている者でないこと。（手続き開始後、資格の再認定を受けた者を除く。）
- （４）公告の日から二次審査結果通知書交付の日までの間において、本市から指名停止措置を受けた事実がある者でないこと。
- （５）菊池市契約等における暴力団等排除措置に関する条例（平成 22 年条例第 2 号）第 2 条第 4 号及び第 5 号に該当する者並びに第 6 号に該当する不当介入を行った者でないこと。
- （６）本プロポーザルに参加しようとする者の役員（法人の無限責任社員、取締役、執行役、監査役、支配人、精算人等）が、本プロポーザルに参加しようとする他法人の役員を現に兼ねていないこと。

- (7) 令和7・8年度菊池市競争入札参加資格者名簿において、申請業種「建築コンサル（建築一般）」について資格を有し、熊本県内に本店、支店又は営業所で登載されている者。なお、上記名簿に登載されている本店、支店又は営業所については、一級建築士事務所の登録があること。
- (8) 当該プロポーザル参加者と連続して3月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある一級建築士が1名以上在籍していること。

5. 選定委員会

技術提案書の特定は、令和7年度わいふ一番館整備基本設計業務委託公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。

- (1) 選定委員会の委員は、本市職員6名で構成する。
- (2) 選定の審査は、書類審査による一次審査、及び一次審査で選定された者を対象に技術提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングによる二次審査の二段階方式で行う。

6. 全体スケジュール（予定）

	項目	期日、期間等
1	公告期間 及び関係書類の交付	公告日から令和7年8月5日正午まで
2	質疑書受付及び回答	質疑受付 令和7年7月29日（火）正午まで 質疑回答 令和7年8月1日（金）までに市ホームページに掲載
3	「応募意思表明書」提出期限	令和7年8月5日（火）午後5時まで
4	一次審査	令和7年8月7日（木）
5	一次審査結果通知	令和7年8月7日（木） 予定
6	「技術提案書」提出期限	令和7年8月14日（火）正午まで
7	二次審査	令和7年8月20日（水） 予定
8	二次審査結果通知	令和7年8月22日（金） 予定
9	契約手続き	令和7年9月上旬予定

7. 最優秀者特定までの流れ

- (1) 応募者は、本要項に基づき応募の意思を表明するものとする。
- (2) 参加資格を得たもの（以下「参加資格者」という。）を対象に「技術提案書」の提出を求める。
- (3) 応募者より提出された「応募意思表明書」「法人概要書」「業務実績表」により、一次審査を実施し、二次審査参加者を選定する。
- (4) 参加資格者より提出された「技術提案書」により、二次審査を実施し、最も優れた提案を行った者（以下「最優秀者」という。）を特定する。ただし、最高得点者が複数ある場合は、選定委員会の協議により選定する。

- (5) 別紙「わいふ一番館整備基本設計業務仕様書」をすべて満たすことができる者と契約を行う。

8. 関係書類の交付

(1) 公告（交付）期間

公告開始日から令和7年8月5日午後5時まで

(2) 交付方法

- ① 菊池市ホームページからのダウンロードを原則とする。
なお、事前に発注部署に確認のうえ、書面により交付することもできる。
- ② 書面による交付の場合の対応については、上記期間の土・日・祝日を除き、午前9時から午後5時までとする。

9. 本業務の質疑応答について

募集要項について質問がある場合は、随時回答を行う。

別紙「仕様書」についての質問については、下記により受付を行う。

(1) 質問の受付

- ① 質疑書（様式9）
- ② 提出期限 令和7年7月29日（火）正午まで
- ③ 提出場所 「3. 発注部署」記載のとおり。
- ④ 提出方法 FAX 又は電子メール

(2) 質疑に対する回答

提出された質疑に対する回答については、8月1日（金）までに質疑者に FAX 又は電子メールで回答のうえ、市ホームページに掲載する。

10. 応募意思表示及び技術提案書の提出

応募者は、「プロポーザル応募意思表示書在中」と表記した封筒に、次に該当する書類を同封し期限までに発注部署へ提出すること。なお、提出は持参又は郵送とし、郵送の場合は書留郵便で期限内必着とする。

(1) プロポーザル応募意思表示書（様式1）

(2) 4の（8）に示す内容について会社の過去5年間の実績（様式4-①）。履行実績を確認できる資料（契約書、仕様書の写し等）を添付すること。

(3) 4の（9）に示す内容について一級建築士1名以上の在籍（様式4-②）。雇用が確認できる資料（保険証の写し等）を添付すること。

(4) 提出期限

令和7年8月5日（火）正午まで

(5) 提出方法

提出は持参又は郵送とする。持参の場合は、土・日・祝日を除き、午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は、書留郵便で期限内必着とする。

(6) 提出部数

正本 1 部、副本 6 部

11. 一次審査の選定基準

選定委員会において、提出された法人概要及び業務実績表による書類審査を行い、多数の場合は採点基準①の項目の各選定委員の平均点数（小数点第 2 位以下四捨五入）で評価し、上位 3 事業者程度までを一次審査通過者として選定する。審査結果については「一次審査結果通知書」を、応募者すべてに電子メールにて通知する。

○採点基準

評価項目（配点）	評価の内容	関係様式
① 会社の業務処理能力 (10 点)	(1) 過去 5 年間に於いて同種又は類似業務の実績	様式 4-①
	(2) 当該業務に対する理解度、取組姿勢	様式 4-①
② 会社の業務処理能力 (10 点)	(1) 過去 5 年間に於いて同種又は類似業務の実績	様式 7
	(2) 当該業務に対する理解度、取組姿勢	様式 6
④ 秘密保守体制 (5 点)	業務遂行に関わる秘密保守体制について	様式 6

12. 技術提案書及び見積書の提出

参加資格者は、「プロポーザル技術提案書在中」と表記した封筒に、次に該当する書類を同封し期限までに発注部署へ提出すること。なお、提出は持参又は郵送とし、郵送の場合は書留郵便で期限内必着とする。

(1) 技術提案書（様式 5）

技術提案書は、下記事項を記載した書類とする。正本のみ様式 5 を表紙として使用し、見積書及び見積内訳書を添付すること。なお、A 4 版、各頁に通し番号を記入し、文字サイズは 10.5 ポイント以上とすること。様式は、ア)・イ) の項目は様式 6・7 とし、その他の項目は様式 8 とする。また、技術提案書の頁数については、10 頁以内とする。（表紙、様式 6、様式 7、見積書及び内訳書は 10 頁には含まない。）

① 技術提案内容 ※以下の項目を必ず記載すること

ア) 配置予定の技術者、業務体制（様式 6）

イ) 管理技術者及び配置予定技術者の資格、過去 5 年間の実績（様式 7-①、7-②）

ウ) 業務の実施方針 次の内容を記載すること（様式 8）

- ・ 取組体制、設計チームの特徴
- ・ 御所通りの魅力をどう捉えているか。
また、それを施設整備にどのように活かすのか。
- ・ 独自の提案

エ) 当該業務の工程表

オ) 当該業務に関する秘密保守体制

なお、記載にあたっては文章での表現を原則とし、視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限の範囲においてのみ認める。具体的な設計図、模型写真、透視図等を使用してはならない。

② 見積書（様式 11）

積算根拠を示した内訳書を添付すること。

（2）提出期限

令和 7 年 8 月 1 4 日（木）午後 5 時必着

（3）提出方法

提出は持参又は郵送とする。持参の場合は、土・日・祝日を除き、午前 9 時から午後 5 時までとし、郵送の場合は、書留郵便で期限内必着とする。

（4）提出部数

正本 1 部、副本 6 部

13. 二次審査

一次審査で選定された者は、「技術提案書」を基にプレゼンテーションを実施しヒアリングを受けるものとする。なお、プレゼンテーションでの技術提案書以外の資料提出は認めない。また、プロジェクトによる説明を行う場合については、技術提案書のデータ投影のみ許可する。

（1）実施日時

令和 7 年 8 月 2 0 日（水）予定

（※時間等の詳細については、一次審査結果通知にあわせて通知する）

（2）実施場所

菊池市役所（※会議室等詳細については、別途通知する）

（3）実施時間

1 者につき 30 分程度（プレゼンテーション 20 分、ヒアリング 10 分）

（4）プレゼンテーションの順番

技術提案書の提出順とする。時間と順番については、電子メールにて通知する。

（5）人員

審査会場への入室者は 3 名以内とする。

（6）その他

ア) パソコン用プロジェクタ、スクリーンは市で準備する。パソコンについては、各提案者で準備すること。

イ) リモートによるプレゼンテーションへの参加は不可とする。

（7）結果の通知及び公表

「二次審査結果通知書」を、二次審査参加者すべてに電子メールにて通知する。また、最優秀者の商号、代表者名、得点等をホームページにて公表する。

14. 二次審査の選定基準

選定委員会において、提案内容についての評価、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、選定委員会で設定した審査基準に基づいて評価し、最優秀者を特定する。

○採点基準

評価項目	評価の内容	関係様式	配点
①会社の業務処理能力	1次審査の結果を反映	様式4-①	10点
②予定技術者の施行能力	予定技術者の配置状況、配置予定技術者の資格・実績	様式6・7	10点
③技術提案書	提案内容の的確性（与条件との整合性が取れているか等）・実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）・独創性（専門的知見に基づく独創的な提案がされているか等）	技術提案様式5	70点
④秘密保守体制	業務遂行に係わる秘密保守体制について	技術提案様式8	5点
⑤当該業務に係わる経費	見積金額	見積書様式11	5点

15. 参加者が1者のみの選定

参加者が1者のみの場合においても一次及び二次審査を行い、各選定委員の平均点数が65点以上であった場合は、その参加者を最優秀者とする。

16. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。なお、一次及び二次審査後に判明した場合も同様とする。

- (1) 提出期限経過後に書類の提出があった場合
- (2) 提出書類に不備及び虚偽の記載があった場合
- (3) 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認定した場合
- (4) その他、本募集要項に違反すると認められた場合
- (5) 委託料上限額を超えている場合

17. 契約

- (1) 市と最優秀者は、契約内容等について協議を行い、契約を締結する。
- (2) 契約内容等に関する協議が成立しないとき、又は契約の締結までに最優秀者が参加資格を失ったときは、市は審査結果の次点の者と順次協議を行うことができる。

18. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出された書類については、差し替え、修正、加筆等は認めない。ただし本市から要請された事項についてはこの限りでない。

- (4) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製することがある。
- (5) 応募意思表明書の提出後であっても辞退を受け付けるものとする。
なお、辞退を申し出る場合は、参加辞退届（様式 10）を郵送又は持参により提出すること。
- (6) 審査は非公開とする。
- (7) 応募者は、審査、選定結果に対する異議を申し立てることはできない。
- (8) 本プロポーザルによる最優秀者との契約締結後の詳細な工程等については、提案も踏まえ別途協議する。